

東北大学加齢医学研究所先端研究小動物 MRI センター設備利用内規

制定 令和6年5月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学加齢医学研究所先端研究小動物 MRI センター設置内規第11条の規定に基づき、小動物用デジタル MRI 装置（ブルカー社製 PharmaScan 7T）及びこれに付帯する実験設備（以下「7T-MRI 設備」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

(利用者の資格)

第2条 7T-MRI 設備を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 東北大学加齢医学研究所（以下「本研究所」という。）の職員及び学生
- 二 東北大学（以下「本学」という。）（本研究所を除く。）の職員及び学生
- 三 東北大学加齢医学研究所所長（以下「所長」という。）から共同利用・共同研究の承認を受けた者
- 四 本研究所の職員と研究上の協力関係を有する他の大学、研究機関等の研究者のうち、本研究所の職員から紹介のあった者
- 五 前各号に掲げる者のほか、東北大学加齢医学研究所先端研究小動物 MRI センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

(利用の申請)

第3条 7T-MRI 設備を利用しようとする者は、センター長に所定の申請をしなければならない。

(利用の許可)

第4条 センター長は、前条の申請が 7T-MRI 設備を利用するのに適当であると認めたときは、これを許可する。

(利用者の責務)

第5条 7T-MRI 設備の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用心得を厳守しなければならない。

- 2 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に 7T-MRI 設備を利用し、又は第三者に利用させてはならない。
- 3 利用者は、7T-MRI 設備を技術指導する職員（以下「職員」という。）の指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第6条 センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又は一定期間その者の機器の利用を中止させることができる。

- 一 この内規又は別に定める利用心得に違反したとき

二 7T-MRI 設備に重大な支障を生じさせたとき

三 その他、運営委員会もしくは職員の指示に従わなかったとき

2 前項の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させたことによつて利用者に損害を及ぼすことがあつても、本研究所は、その責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意又は過失により、機器等を破損、若しくは滅失した場合、それによつて生じた損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

(登録料)

第8条 利用者を統括する利用責任者(以下「利用責任者」という。)は、1年度あたり別表の登録料を当該年度の最初の利用月に負担するものとする。

2 前項にかかわらず、センター長が特に認めるときは、登録料の一部又は全部を免除することがある。

(利用料)

第9条 利用責任者は、その利用にかかる経費の一部(以下「利用料」という。)を別表のとおり負担するものとする。

2 前項にかかわらず、センター長が特に認めるときは、利用料の一部又は全部を免除することができる。

(利用料の納付)

第10条 利用責任者は、前条に規定する利用料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 既に納付した利用料は、返付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を返付することがある。

一 利用者の責めによらない事由で利用できなくなったとき

二 第6条各号に掲げる事由により利用の承認を取り消し、又は利用を中止させたとき

3 前二項にかかわらず、第2条第一号、第二号及び第三号に掲げる利用者は、経費の振替えにより利用料を納付することができる。

(事務)

第11条 7T-MRI 設備の利用に関する事務は、本研究所事務部が処理する。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、7T-MRI 設備の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、令和6年6月1日から施行する。

別表

1. 登録料

区分	登録料
第2条第1号の利用者	15,000 円/年度
第2条第2号から第5号の利用者	30,000 円/年度

2. 利用料

区分	利用料	利用設定時間枠
第2条第1号から第4号の利用者	25,000 円/時間枠	① 8:00～13:00 ② 13:00～18:00
第2条第5号の利用者	85,000 円/時間枠	③ 18:00～翌 8:00(夜間)

7T-MRI 設備利用料は、予約時間に対して利用料を負担するものとする。

ただし、予約時間を超過して利用した場合は、利用実績に応じた利用料を負担するものとする。

3. 動物飼育料

区分	マウス飼育料 (1 ケージあたり)	ラット飼育料 (1 ケージあたり)
第2条第1号から第5号の利用者	1,300 円/日	1,900 円/日

7T-MRI 設備を利用する動物の飼育に限るものとする。

備 考

別表に掲げる登録料並びに利用料及び動物飼育料には、消費税及び地方消費税額を含む。